

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病 7月号

(通巻第111号)

関西労働者安全センター 1983.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- **焦点 放射線被曝線量基準緩和に反対しよう**
- **連載 労働と精神神経障害** 7)
- 紀泉病院副院長 中山隆嗣
- '83全国フィールド合宿案内
- 針灸治療制限反対闘争
- 前線から (ニュース)
- うちの組合 ..... 14

☆林兼産業労組

- **特別報告 坪内合理化粉碎!** ..... 16
- 大阪地労委闘争勝利の意味するもの

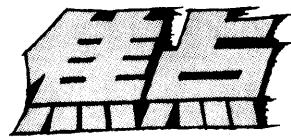
S S K(佐世保重工) 竹林伸幸

6月の新聞記事から / 13 夏期カンパのお願い / 裏表紙

■写真 / 林兼産業労組作業風景

# 被曝線量基準緩和に

## 反対しよう



### 放射線関係法令改悪の反対放射線審議会

放射線下作業にたずさわる労働者が浴びる放射線規制の基準が大幅に緩和されようとしている。これは去る四月二〇日の放射線審議会総会で報告され明らかになつたもので、現在同審議会で検討されており、七月上旬には関係大臣に具申され法令改訂の作業に入るといわれている。

審議会の打ち出した改訂の方向は放射線作業者の健康を保護することよりも、事業者・使用者の便宜をはかることに大きな重点がおかれていく。その内容の要点を現行法令と対比したものが左の表である。

このように対比してみると、規制を緩和して放射線管理作業の大幅な簡素化をめざしていることは明らかである。

### なるべくしなかつたことに なる被ばく労働者

である。(2)の皮膚等の被ばくの限度が年間五〇レムというのは、ほとんど野放しと言つてよいだろう。

(3)の緊急被ばくの制限値をなくしたことによつて、原発事故などの極端な場合の被ばくは、無制限ということになる。審議会基本部会は「制限値を設けるとそこまでの被ばくを正当化することになる」というが、これでは事故の時「どんな被ばくもが廃止されるならば、これまでの「三レムまでなら浴びせてもよい」といふような事業者の誤まつた受け止められた方から見て、「五レムまではよい」と受けとめられることは明らかになつていらない。

(4)では、作業条件を年間一、五レム

放射線被ばく線量基準緩和反対  
学習集会

全金大阪地本安全対策部  
主催 反原発科学者連合

岩佐訴訟を支援する会事務局

日時..七月二六日(火)午後六時  
場所..全金大阪地本

を越えるおそれのあるものと、そうでないものに分け、後者は測定、記録をしない。つまり被ばくゼロとみなすのである。これでは現在の原発被ばく労働者の八割以上の被ばくが記録上では、なかつたことになかつたことになるのである。低線量放射線の人体への影響については科学者間の論争があるところで、このようない「スソ切り」は管理上の手抜きである上に証拠をインシデントとなる上に証拠をインシデントとなる。

## すべてには 安上がり原発のため

このような改訂の方向は、国際放射線防護委員会（ICRP）が一九七七年に出した勧告がもとにになっている。

### ・主な改訂点の新旧比較・

	〔現行〕	〔改訂案〕
① 許容線量	3カ月につき3レムまで 集積線量 $D = (\text{年齢}-18) \times 5$ (レム) (例えば25歳の人は、18歳以降、25歳までに $(25-18) \times 5 = 35$ レムまで被ばくできるとする。つまり年間にすれば5レムになる)	年間5レム
② 皮膚等の許容線量	皮膚のみに対して3カ月につき8レムまで 手、前腕、足、足首各々に対し3カ月につき20レムまで	水晶体(眼のレンズ)に対し、年間15レム その他の組織に対して年間50レム
③ 緊急時等	許容線量12レム	無制限 通常時の特例として「計画特別被ばく」を導入 1回10レム、一生で25レムまでを別枠で認める
④ 個人測定	すべての放射線作業者の外部被ばく線量を測定 記録を5年間保存する	年間1.5レムを越えるおそれのあるもののみ行なう 1.5レムを越えぞうにないものは個人測定をしない 個人測定をしても年間0.5レムの記録レベルを越えなかったときは記録を残さず、ゼロとみなす
⑤ 健康診断	すべての放射線作業従事者に対し就業前と3カ月毎に一回 項目は、イ、皮膚 口、末梢血液中の白・赤血球、血色素量又は全血比重 ハ、血液像 ニ、眼	年間1.5レムを越えるおそれのあるものは就業前及び年一回 1.5~0.5レムのものは就業前のみ 0.5以下のものは一切なし 検査項目も左記の口のみ イ、ハ、ニは医師が必要と認めたときのみ行なう

※1レムの危険性 ICRPの算定でも、1レムの被ばくに対し、1万人に1人がガン死する。マンクーポのデータでは1レム被ばくすると1万人につき10人がガンで死ぬ。

る。この勧告は世界的に多くの原発が稼動するという状況のなかで、それが稼動するという状況のなかで、それ

の容認を、権威をもって確立させようとしたものだ。

つまり、「可能な限り低く」という人への影響をもとにした考え方と、「(管理者にとって)合理的に」という企業の利益をもとにした考え方と、いうまつたく別の問題を無理やりバランスをとらせ、「合理的」な被ばく

の側にもう一步進めて、「スソ切り」ということまで打ち出した。これによる法令改訂が実現されれば、一年間どれだけ被ばくがあつたかすらも不明になり、個人の被ばくと障害との因果関係もつかみようがなくなる。

## 労働と精神神経障害(7)

紀泉病院副院長 中山 隆嗣

### 「自殺」について

最近、神経症の受診が増加していることは前にも述べました。そして、その中に不幸にして、抑うつ状態のため「自殺」に及ぶ人達の数も確実に増加してきています。

今回は、この「自殺」について考

えてみたいと思います。

労災の適用に、精神、神経障害を加えるか否かは、長年にわたり、闘い続けられて来たテーマです。

「自殺が業務上の負傷または疾病により発した精神異常のためにかつ心神喪失の状態において行われ、しかもその状態が該負傷または疾病の原因しているときのみを業務上の死亡として取り扱われたい」(昭和二年五月十一日、基収一三九一)という規定があり、どう考えても、「あの事故さえなければ死なかつたらうに」と考えられる自殺が、業

原発がすでに一五基稼動し、八一年度には一二、八八三人・レムの被ばくを受けるという現実を見るとき、この改悪は何としても阻止せねばならない。労働者の生命を踏み台にして安上がりの原発を得ようとする動きに対する闘いを始めよう。

務外と判定され、不服申し立ての闘争が組まれて来ましたが、多くは敗北してきた歴史が示しているように、かくいううちに当局は、厳密な因果関係論をたてに認定しようとしてきました。Mさんは三五歳、眞面目で、き帳面な性格をかれ、新しい部署に抜きされ、本人も張り切って仕事をやりはじめたときに、朝出勤時、タクシーに追突され、いわゆる「むちうち症」になってしましました。治療をうけ、約一ヶ月後リハビリをかねて出社し、働くことをしたのです

が、乗用車にこわくてのれない、運転できない(Mさんの仕事は車の運転抜きでは考えられない)ということで、再び休業してしまいます。この間通院治療は「一日も早く治って出社し仕事をしたい」というMさんの気持から、定期的に続けられました。また一ヶ月程して、頸部痛、頭痛が著しいため医者をかわり治療を続けましたが、一向に良好に向かわ

ず、むしろ悪化のきさしささえ見えはじめるように、不眠、脱力感、焦燥感が強まり、事故発生以来約三ヶ月後、妻や子供が出かけた後を見すまことに、Mさんの場合があります。

事故後の休業補償は、当然労災の適用をうけ、不安は全く見られていませんでしたが、Mさんは、医者を替わった頃から、たとえどんな精神科の医者が見ても、十人が十人皆、明らかに抑うつ状態と考える状態となつて行きました。

不眠、焦燥感に加え、活気のなさ、食欲不振、はき気等、明らかな抑うつ状態は確実に進行し、Mさんは、次第に自信を失い、生きてゆく氣力をなくして行つたと考えられます。

特に責任感の強いMさんには長期にわたつて仕事場を離れ、仲間に迷惑をかけている自分、いつまでも良くならない自分に、腹が立つやら、なきないやらで、このようなMさん自

じめ、また焦るMさんに追いうちを感じます。して、ガス自殺を行い帰らぬ人となりました。

事故後は、Mさんは、精神科にかかる複雑な気持ちも、この抑うつ状態には決して薬とはならず、増え自殺へと追い込んで行く要因となつたと考えられます。

抑うつ状態における自殺は、特に症状の初期と回復期に多く、極期には少ないと言われています。この時期の自殺は、精神科にかかりいても、既遂となる場合もあります。



精神科の立場からのみ言えは、不幸にしてこのようない形で自殺してしまつた人達の労災認定もさることながら「自殺させない」運動の輪をどのように組織化するのかという点が忘れられてはならないと思われます。

最近でこそ、精神科、神経科の外衆は、以前と比較すれば、受診の機会はふえてきていると考えられていますが、特に「なお、精神科に対する偏見が、特に「自分は、または家族が精神病なんかではない」という意識が、たとえ周囲が変だと思っていても、精神科の受診を遅らせるか、または全く受診させないため、病者をむざむざ自殺に追い込んでしまっている場合が多く見られ、残念でなりません。

つまり、さうしたようなケースを出さないようにする精神科との連繋プレーが要求されると考えられます。

労災適用に関しては、いずれにしても、不幸にして「自殺」が成功した場合、これが、仕事上発生した傷

病が何らかの形で影響を与えておれば、業務上と認定されるべきと考えられるし、更に、その傷病が、正に精神疾患である場合にも認定されよう運動すべきではないかと思えます。

というのも、労働者の精神神経疾患は、特に中間管理職になる年令と入社後ぐらいの年令をピークとして、方で展開しつつ、他方において厚生情報の複雑化、合理化等を原因として、増加してきており、従つてこの意味においても、昇進、配転等によるうつ病もしくはうつ状態についても、も、ましてやこのために自殺してしまった場合はもちろんのこと、業務上労災と認められなければならないし、さもなくば「精神病は別のものだ」という精神病に対する差別偏見が、またまた助長され固定化されてしまう。

政府一法務省は、念願の「刑法改正一保安処分新設」のもろみを一正し、「臨調のおかげでもうけがへわし、「臨調のおかげでもうけがへつた」とダダをこねる病院当局者に、人件費をかけぬ安あがりの医療一閉じ込め収容所化の許可を与え、また精神医療の引き込み線としての「収容施設」の認可を安易な条件の下に行わんとしています。

このような下に、精神病者は増え社会から排除され、その社会の片すみですら生きることを許されず、収容所と化した精神病院内ひつそりと息を引きとるという現象が、更に現実味を帯びたものとならんとしています。

## 第四章

### 今後の「精神医療」と労働運動

しかし、私達は医療従事者—患者—家族三位一体となつて、この攻撃をはねのけていかねばなりません。大阪においても、各地にある家族会、患者会等が地域の公的機関（保健所等）を巻き込んで運動を展開しております。

更に、数精神病院医療従事者と地域諸機関が集まり、「大阪地域精神医療を考える会」を結成して、約十年にわたる運動をねばり強く続けています。

このようにして全国各地に一人でも多く、一つでも多くの機関が、精神病者を理解し、共に闘つて行こうとする輪を広げてきています。

現代社会の落とし児としての抑う

つかし、私達は医療従事者—患者の終局をかいしま見ながら消長してゆきます。「自殺」という点においては、精神分裂病における頻度よりも多いかも知れません。

不幸にして「死」を許してしまった人達は、この「死」を、死者の告発として厳粛に受けとめ、全知全能をかたむけて死者の告発に応えてゆかねばならないでしょう。

このような闘いこそ、差別分断を策動する資本家達のもぐるみに鉄槌を食らわす突破口となるのではないでしようか。

# 保育労働者の 職業病を 克服するために

・・・・・ 頸肩腕障害篇

発行・大阪市職労民生局支部

入门用テキスト  
学習会に最適!!

A5版 33ページ

申し込みはセンターへ

協力・関西労働者安全センター

・(医)南労会 松浦診療所

臓器別に分断された医学を超えて  
労働現場から向い直す

# フィールド合宿

## 関西

I 南大阪・尼崎	7月20(水)～7月23(土)	II 奈良県十津川村
	(費用 1泊1,000円程度)	7月24(日)～7月27(水)
7月20日 15:00	港湾労働者福祉センター集合	(費用 1泊4,000円程度)
実行委員会		7月24日 13:00 近畿八木駅前集合
18:00 平坂氏(全港湾関西地区本書記長)による講演・討論		16:00 十津川村到着
20:00 班区分・班別学習会		17:00 講演・スライド上映
7月21日・22日 (班別フィールド活動)		25日 9:00 山林労働現場見学
5班		18:00 振動病患者の話し合い
7月23日 10:00 講演		26日 9:00 村立診療所見学
「南大阪の労働運動と医療実践」		13:00 村役場担当との話し合い
13:00 班別総括		18:00 講演(全体会合)
15:00 全体総括		27日 9:00 総括
16:30 解散		13:00 十津川村出発
		16:00 ハート駅前にて解散

全国フィールドとしては2回目になり、内容も豊富なものとなりました。南大阪フィールド合宿は、今回「振動病」を中心とした奈良フィールドとあわせて関西フィールドとして企画されています。多数の学生諸君の参加を。

## 大分 7.28-30

農村地帯の地域  
医療／職業病多  
発地帯の健康調  
査

## 高知 8.10-15

出稼労働者の健  
康調査  
塵肺・振動病

## 関東 7.26-29

現場の見学・労  
働体験と労働組  
合との交流  
リハビリセンター・と場

申し込み、問い合わせは、関西労  
働者安全センター  
会員付、実行委事  
務局まで。

# 治療制限のさやかし



緊急避難の

特例を認めろ

が通達の矛盾を感じているからに他ならない。

## 大阪局内でも不満出始める

大阪労基局は三七五号通達の厳正

実施をとなえ、管下監督署に対しても

しめつけを強化しているが、治療制

意見を上げてゐるが、まともにとり

められないとことである。

一方、このように署に対しては厳

正実施しかいわぬ局労災管理課長

も、我々との交渉では柔軟な対応を

してきている。六月十四日に南労会

運営委員会で交渉した時には「通達

の枠が拡がることはいいことだと考

えて監督署との交渉を継続しているが、

えて対処する」と述べたり、課長会

議では主治医の調査は局で行うので

な治療を行つていくべきか見解を示

せと追及した。署はこのよだれ特殊

な事情のある者については、主治医

の調査をした上で今後の治療指導に

対する見解を出すことを約束した。

署ではするなどといつていたのを「署

の調査をした上で今後の治療指導に

対する見解を出すことを約束した。

六月二〇日、天満署と総評北地協

との交渉では、肝臓障害で鎮痛剤を

使うことは好ましくない被災者の事

例が出され、このような被災者は針

きゅう治療を打切られたらどうよう

な治療を行つていくべきか見解を示

せと追及した。署はこのよだれ特殊

な事情のある者については、主治医

の調査をした上で今後の治療指導に

対する見解を出すことを約束した。

六月二三日は西野田署との交渉が

行なわれ、農薬中毒の被災者の問題

が出され、局に特例の上申をするこ

とを約束した。

今後、他の署においても具体的的事

じり返すのみで、明確な回答はな

かつたということである。署からは

てはいる。これこそ正に、大阪局自身

の対応に署からの不満も出始めて

いる。

この間、三月末をもつて針きゅう

治療を打切つたことの不当性につい

て監督署との交渉を継続しているが、

これに対応して局ではかなりの回数

で労災課長会議が開かれている。そ

の中では、振動病の通達は例外では

ないのかとか就労中の被災者はどう

取り扱うのかなど数々の質問が出さ

れたが、局は本首からの指示を守れ

とくり返すのみで、明確な回答はな

かつたということである。署からは

定理解があるかのようなポーズをと

るという矛盾した対応をさらけ出し

てはいる。これこそ正に、大阪局自身



三三年の労基則三五条の改

訂に伴い、逆に認定枠が狭

まるに及び、大阪の関係団

体を中心にその改善を求め

る運動が続けられていた。

しかし、労働省は新基準

作成に向けた専門家会議

を設置し、昨年六月の報告

を受けて本年一月五日、基

発第二号として発表したの

である。これは我々のこれ

までの要求をほとんどとり

入れていないばかりか、産

衛学会が許容濃度として示

している五ミリクリアム／立

米という基準を認定基準に

新たに盛り込むなど実態を  
無視したものである。

今回の要望は以下の通り  
であるが、まことに要  
望書を同日産衛学会理事長  
あてにも送付した。

一、作業環境濃度を認定要

件から外すこと。

二、筋力低下、筋肉痛など  
の症状を加えよ。

三、精神神経症状の初期症

状として取り上げられる  
症状については再検討す

すと共に、早期発見、早  
期対策という考う方にた  
つて、初期症状が認定困  
難という判断をあらため  
ること。

四、「マンガンによる健康  
障害に関する専門家会議」  
の報告書を我々に公開せ  
よ。

五、マンガン中毒患者及び  
関係諸団体の意見を聞く  
場を設けよ。

六月二二日、大阪労金本  
店(森ノ宮)において、安全全  
センター第三期労災職業病  
闘争講座がスタートした。  
当日の開講式には二〇団  
体、約五〇名の参加者があ  
った。まず、山本議長より  
アイさつが行われ、全般的  
な労働戦線の右傾化のな  
れ、その後、現在高裁段階  
で闘いを展開している岩佐  
訴訟を支援する会事務局か  
らスライド「隠された原発  
被ばく」の上映とその闘い  
の報告がなされた。

参加団体には全金、全港  
湾、労金労組など民間組合  
をはじめ、全通、市職、市  
従等官公労の参加もあり、  
一期、二期とは顔ぶれも変  
わり、労災職業病闘争への  
関心の高さを示している。  
本講座は、前期一医療編  
が七月二七日まで行われ、  
引き続き九月二一日からは  
後期一運動編が開始される  
わけであるが、事務局では  
この講座を通じて、より多  
くの職場・地域で闘いが拡  
がることを目指し、より実  
践的な内容をとりあげてい  
く予定である。

## 大阪

# 六三期労災職業病闘争講座 開講式に50名

# 大阪中央

## 中谷脳卒中労災 中央労基署交渉に二〇名

### ・大阪国保連労組・

七月六日、大阪国保連労組の中谷氏の脳卒中の労災認定問題について、当該労組を中心として、総評東地協、安全センターの三者は中央労基署と交渉をもち、組合側は約二〇名が参加した。

既に五月二五日に行なわれた交渉の結論として、署側は一高血圧症であった中谷氏にとって発作を起した五七年七月の業務は量的にみて相当負担が大であつたことを認めており、後は医学的に矛盾が生じるか否かだけが争点として残つていた。署側は既に局医に意見

を聞いているが、組合側に回答が寄せられないため、松浦診療所の医師意見書を提出すると共に、今回の交渉が行なわれたものである。署側は今回始めて署長、

次長が交渉に出席したが、うちに認定が決つた。

森田氏は、七九年二月十

強度判定が難しい」とか「残業が少ない」とか既に論議すみの問題をもち出した

が、東地協の北井議長を先頭に参加者からの厳しい批判を受け、最終的には「現

在は白紙だが、五月二五日の見解は変えない」との合意に達した。引き続き闘争の前進が必要である。

院内では昨年十月より

院内で労災相談活動を始めた。森田氏もそこにきて始めて通勤災害であることがわかつた。

早速、同会、阪南中央病

院、関西労働者安全センターが協力して、四年前の事故の調査をおこない、意見

## 四年前の通勤災害 認定される

### 地道な労災相談活動が実る

#### ・阪南労災被災者の会・

六月二日、阪南労災被災者の会は森田氏の四年前の通勤災害の労災申請を守口

意見書にして出していたこと。後の活動に大いに励みとなものであつた。

# 阪南

## 四年前の通勤災害

### 認定される

出すにあたり、同会と阪南中央病院で事故の調査をし、運動の大きな成果であり、今おこなつた。森田氏の労災認定は同会の地道な相談活動としてまとめ労災申請を書としてまとめて労災申請を

# 尾八

## 板金工の脳内出血

### 審査請求へ…

板金工の中川氏は、昨年二月、神戸市内の作業現場で鉄パイプに足をすべらせ転倒し、直後に脳内出血をおこして右半身不適となつた。中川氏は天満労基署に労災申請をしたが、外傷がないことと業務の過重性がないとして十月一日業務外となり、大坂労働保険審査官に審査請求を行なつた。

中川氏から相談をうけたい事務所から安全センターに相談があり、センターよりもとりくむことになつた。中川氏の被災現場である神戸市博物館への現場調査

等を行ない、被災場所は狭くてうす暗く、床一面に鉄パイプが並べられており、転倒する危険性は常にあつたこと、また中川氏は以前にも落下事故で腰を痛めて

がかなり大きかつたことがわかり、業務上の脳内出血であるとの結論に達した。近々これらをいのちとくらしを守る会と共同で意見書としてまとめ、審査官に提出することになつていて。第一回「職業性中毒」にわかり、業務上の脳内出血であるとの結論に達した。「振動病」、六月一八日には「近々これらをいのちとくらしを守る会と共同で意見書としてまとめ、審査官に提出することになつていて。第一回「職業性中毒」に

放射線皮膚炎・タールピッチによる障害」が行われ、延べ一二〇名の医学生が参加した。スライドや実際の被災者の訴えなどを交えた豊富な講議内容は、労働に起因する病いの実態を生々しく伝えた。

今後、第四回以降は「じん肺」「腰痛・頸肩腕障害」

「脳卒中・心筋梗塞」「精神疾患」などが九月より行われる予定になつていて。このとり組みを契機にした「労災職業病闘争講座」と医学生の「労災職業病」戦線の拡大が大いに期待される。

## 大阪

### 臨床医学講座こ一一〇名

#### 労災職業病の現実が—

#### 現役医学生の目に

これは医学生を対象とした「労災職業病闘争講座」と医学生の「労災職業病」戦線の拡大が大いに期待される。

労働・生活の場から病いを見つめる臨床医学講座の第一期・労災職業病が六月一八日で第三回を数えた。

# 六月の新聞記事から

- 六・五 福井県内の各原発にたまたま放射性廃棄物がドラム缶で八万三千本以上になつていて、これが判明
- 六・六 第八回「全国公害被害者総決起集会」開催（東京）
- 六・七 淡城県東海村にある核燃料開発事業団再処理工場分析所で作業員二人が放射能汚染を受けていたことが判明
- 六・八 電話線埋設工事現場で土砂が崩れ作業員一人生き埋め（東区）
- 六・九 ネッスル㈱の女子社員が転勤拒否による職場での「村八分」の禁止を求め神戸地裁に仮処分を申請
- 六・一〇 尼崎にある金属表面処理工場が基準の二千倍のシアンをたれ流していたことが判明
- 六・一一 日本原子力研究所の行つたロックアウト中の賃金の支払いを求めた訴訟で最高裁は労組側の主張を認める
- 六・一二 大阪市公害審が大気中の窒素酸化物の基準を国並みに緩和することを市長に答申
- 六・一三 一九五〇年代に徳島大医学部で精神障害者に對し毒性の強い二硫化炭素を使い人体実験が行われていたことが判明
- 六・一四 地下鉄の線路上で作業をしていた保線区員が電車にはねられ死亡（守口市）

## 労災保険による針灸治療の制限反対

発行：関西労働者安全センター

A5判 21ページ

価格一冊百円

上記以上のとき並びに当方負担

死パン

—行革に名をかりた労働省の悪らつな攻撃をはねかえんぞう —

# 林兼産業労組

林兼産業労組

(港区)

営業所を設置し、主に大洋漁業の販売網（②ハム・ソーセージ、③配合飼料）と独自の販売網（キリンシマハムのブランド名で畜肉製品）を通じて経営しています。

会社の資本金は四十四億五千五百万円で、従業員数は一五一五名となっています。特徴点としては中部資本によるオーナー経営で関係小会社として、林兼畜産（下関）資本金四億円、従業員三四〇名、畜産資料。林兼缶詰（熊本）資本金五千万円、従業員一〇〇名、缶詰冷食等。株式会社林兼商会、資本金一億八千万円、従業員一五名、不動産業務等。他に小会社を三社有し、すべて現社長の中部一次郎が社長となり役員は林兼産業の経営者が兼務しています。

林兼産業株式会社とは昭和十六年一月十六日に設立され、下関に本社を、大坂、郡城に工場を有し、鹿児島から東京に至る地域に十七カ所の

## 組合の結成と分裂攻撃

林兼産業労働組合の結成は、昭和

三〇年一月ですが、昭和四七年現中央書記長が青年、婦人労働者の支持を得て組合の執行権をにぎるまでの一七年間は会社の言うがままの御用組合で、組合役員になり任期が終わると次は管理職のポストが待っています。当然の事ながら職務給制度であり、会社側の人間はホクホク顔、反会社側はいつもマイナス査定、婦人労働者の賃金は上がりず、労働条件は劣悪で冷蔵庫の中での仕事をさせられ生理が止まつた人もいた。執行権をにぎつてからは闘う組合作りに着手し、組合規約の全面洗い直し改訂実施等、ユニオンショップの締結、定年延長、そして分裂の原因となつた職務給撤廃（同一年令同一賃金）を五四年秋闇で会社に合意させました。しかしいつたん合意したにもかかわらず「約束したおぼえはない」などと言い出し、争議は長期化し約半年に渡つた。長期化するにつれ組合内には反組合的な人もおり、当然会社が目をつけな

いはずがない。昭和五五年五月一〇

日、ついに組合分裂。人數的には半  
数が第二組合に流れたが七五〇名は  
第一組合に残った。しかし大阪支部  
においては第一組合二〇名、第二組  
合一六〇名という圧倒的少數になつ  
てしまつた。それからは一組少數と  
いうことで会社と第二組合一体とな  
つた第一組合攻撃が始まつた。一番  
皆んながつらかつた時期です。「あ  
いつらは人間じやない。クソツタレ  
殺したろかいな。こんな会社メチャ  
クチヤにしてやめたろか」と何度も思  
つたことかわかりません。

## 地方委員会で勝利！

しかし、そんな思いも縦評港地協

に入加入してからは大分やわらぎまし  
たが会社からの攻撃は止むことはな  
く、支部から団交申し入れをしても  
応じないことから、全金田中機械支

### 資料

#### 命令書

申立人 下関市大和町二丁目四番八号

林兼産業労働組合

被申立人 下関市大和町二丁目四番八号

林兼産業株式会社

代表者 代表取締役 中部一次郎

上記当事者間の昭和五六年(不)第六四号事件について、当委員会は、

昭和五七年九月一三二日の公益委員会議において合議を行つた結果、次の  
とおり命令する。

#### 主文

一、被申立人は、昭和五六六年六月二五日付で申立人の大阪支部から要  
求のあつた事項のうち下記の事項について、被申立人の大阪工場にお  
いて、申立人の大阪支部と速やかに團体交渉を行わなければならぬ。

#### 記

- ① 善課査定について
- ② 臨時工・パートタイマーの労働安全について

二、被申立人は、申立人に對し、下記の文書を速やかに手交しなければ  
ならない。

#### 記

年 月 日

林兼産業労働組合  
申立執行委員長 清水愛國

林兼産業株式会社  
代表取締役 中部一次郎

当社が、貴組合員今福義幸氏の主任業務を、当社大阪工場食品製造課  
課長代理に代行させた件について、当社大阪工場が貴組合大阪支部と団

部の大和田委員長、全金大阪亜鉛支部の橋井委員長に代理人をお願いし大阪地労委へ救済申し立てを行ないました。内容は支部長の主任業務の剥奪、考課査定の実施内容について、

パートタイマーの労働安全について、今年一月争いました。結果としてはこの三件でしたが大阪地労委の命令は組合の圧倒的勝利で終わりました。

しかし、会社はこれを不服として中労委に再審査申し立てをし、再び

組合法第七条第二号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為をくり返さないように致します。

三、市立入りその他の申立ては、これを棄却する。

## 特別報告

# 坪内合理化粉碎!!

## 大阪地労委國争勝利の意味するもの

・ひひK労働者 竹林伸幸・

今年一月争いました。結果としては「条件付きで支部団交権を認める」足のため御指導御鞭撻よろしくお願ひします。  
直後会社は不当配転攻撃をかけてくるなど、手をゆるめることはあります。

本年五月十九日、「全員参加の社員研修に私だけを参加させないのは、会社が私の組合活動を嫌悪したためである（不当労働行為の成立）、從

む労働組合・労愛会がバックに存在するわけではなく、いつてみれば、「巨象にいどむ一匹のアリ」のごとく、あの坪内合理化に対してたった一人の労働者が闘いをいどんだようなものでしたから、今回の大阪地労委における勝利は、私にとってはもちろんのこと、全国で闘っている仲間（とりわけ少数派の仲間）にとって大きな意義があったと確信しています。

ただ今回の訴えが、普通の賃金差別や不当解雇とはやや異なるため、

て会社は陳謝して、二度とくり返す。今回の闘いは、労資協調路線を歩

本問題を理解してもらうためには、やや歴史的にさかのぼつてその背景から説明する必要性があるかと思ひます。

## 坪内体制化の

## 労資アベック合理化

た。大声を出させたり、軍隊式規律を強制しただけでなく、時間的にも深夜にまで及びながら、「自主研修」までの名目で、残業代も一切支給しました。なかつたのです。

## 自主研修といふ名の

無償勞仇

七八年、折からの造船不況、会社倒産の危機の中で、坪内社長が「救済主」として登場してきました。救済の中味は、労働者に対する徹底した合理化（三年間、一、賃金十五%カット、二、ペア、定期、一時金全てゼロ、三、（完全週給一日制から土曜日出勤等）でした。しかし、坪内合理化の特徴は、これらの合理化に先行して「D・P」（精神的・肉体的特訓）を全社員に実施したことでした。その内容は、会社の危機意識をあおって労働者意識を奪い、結局坪内社長に絶対服従を誓わせるというものでし

労基署も見るに見かねたのか、会社に対し一定の是正指導を行つたのです。しかし、私がこの是正指導後に参加した研修でも、実態そのものはほとんど変わっていませんでした。

七九年二月には、労愛会は先に述べた合理化三項目を丸のみするのですが、この結果私たちの生活も職場も破壊され、退職者も続出します。

ここまできて、あの七九年未から六〇〇時間のストとなつたSSK闘争がおこり、この中で、労愛会も前記のとき社員研修を拒否するというように一定変身したのです。

しかし、八〇年二月に闘争が終結

今回問題となつた社員研修も、このような合理化攻勢の一環として八〇年末より始まり、八一年の始め私にもこの研修に参加するよう声がかかりました。私が会社にこの研修の内容をたずねたところでは「全員参加であり、午後五～七時の二時間分の残業代は支給するが、時間外に朝の体操と午後七時以降の夜間の自主研修があり、自主研究は宿題も出るし、全員参加してもらわなくては困る」というものでした。私が、自主研修というからには、本人が自分の意志でその参加か否かを自主的に決めるべきだ等と当然のことを中心とした主張

していると、会社が「そういうことでは本人の積極性がないし、他の研修生のじやまになる」と述べ、研修自体への参加を拒否してきたのです。

問題の根本は、自主研修の名を借りながら、実状は無償の時間外労働を強制しているですから、八一年二月、再び天満労基署に労基法違反として訴えましたが、今度は何故か労基署は動こうとせず、理由にもならない理由をつけて私の訴えを却下したのです。

そこで、この年の五月、最初に述べたように、今度は少し角度をかえて、不当労働行為として大阪地労委に救済命令を求めたわけです。

世保の勤労担当取締役までが大阪にやってきました。私の方も気鋭の三人の弁護士の協力を得たり、多数の傍聴者がかけつけてくれました。審問では、結局この研修問題だけではなく、会社の私に対する二〇年間にも及ぶ数々の不当労働行為（大阪営業所への不当配転、職場八分、役選への干渉等）を明らかにすることとなり、内容的にも私たちが圧勝する形で終ったのです。

ちょうど一年かかった地労委での闘いは私にとって驚くことばかりでした。会社側は東京の弁護士、佐

以上で荒っぽい報告としますが、もつと詳しい事情を知りたい方があつたら御一報下さい。いろいろ資料を準備しています。また、中労委闘争は何よりも私にとって「兵糧攻め」として重くのしかかっています。皆さん方の力強い御支援をお願いします。

## 中労委闘争に 力強い御支援を！

# 合本 関西労災職業病

一九五〇号・五〇一一百号  
全二巻  
一五〇〇〇円

連絡先  
西宮市平松町二十一十五 竹林伸幸  
(電) ○七九八一三六一五六八九

この間にも「支援する会」も誕生

## 夏期カンパのお願い



短い春が過ぎ、いきなり夏に入った感のある昨今ですが、社会情勢もいよいよ厳しいものとなってきており、労働運動、社会運動を担う者は全て一層の奮闘とそして大同団結が必要になっているものと思います。さて、関西労働者安全センターは七三年の組織結成より数えて今年は十年目を迎えたわけですが、各位の御協力により組織としての基礎的体制がようやく整い、労働災害職業病との闘いを通じて、労働者の生命と健康という基本的権利を守る闘いを推進する足場が形成できたと考えております。しかし、財政に関しては年々拡大する経費に収入が追いつかず、会費、機関誌購読料の基礎的収入に加えて各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。毎年のことで恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上でありますが、趣旨御理解の上宣しくお願い致します。

### 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127  
大阪市北区天満橋3-5-28